

基本目標	重点目標	今後の方策		
I 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進	1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進	改	① 正しいDV理解の促進と予防のための教育・啓発の実施 ・ DVの予防と早期発見のため、妊娠中や子育て期の女性やパートナー等に対し、さまざまな機会を捉えた普及・啓発に努めます。 ・ 普及・啓発にあたっては、DVには、身体的暴力のみならず、「大声でどなる」「何を言っても長期間無視し続ける」などの精神的暴力及び「相手がいやがっているのに性的な行為を強要する」「避妊に協力しない」など性的暴力も含まれることや、子どもの目の前でDVが行われることは、児童虐待にあたることなど、正しいDV理解の促進に努めます。	
			② 家庭・地域・職場における啓発	
	2 若年層への教育・啓発の強化 【現状と課題】 ・学校において、暴力を伴わない人間関係を築いていこうとする心と態度を育む人権教育を推進することが求められます。		① 小学校、中学校、高等学校等における教育・啓発	
			② 民間団体との連携	
		新	④ SNS等を活用したDV予防教育・啓発等の実施 ・ 若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供するため、SNS等を活用した若年層にも届きやすい広報媒体を活用します。	
	3 調査研究への取組み		① 男女間における暴力に関する調査の実施	
			② 加害者対策への取組み ・ 国においては、被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑制するための地域社会内でのプログラムについて試行実施を進めるとともに、地方公共団体が民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討が進められています。国の検討状況を注視するとともに、他県及び民間機関における取組状況等を調査していきます。	
	II 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備	4 発見・通報等に関する体制整備		① DV発見・通報のための周知 ・ 被害者の早期発見や保護のため、妊産婦の相談や乳幼児健診など母子を支援する保健師、助産師、看護師等に対し、DVに関する理解促進を図るとともに、連携を強化します。
				② 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ
				③ 児童相談所等との連携 ・ 女性相談センターに児童相談所等関係機関との連携・調整を行う児童虐待防止対応コーディネーターを配置します。
			④ 医療関係者への周知	
5 通報への適切な対応		改	① 被害者と同伴家族の緊急時における安全確保	
			② 配偶者暴力相談支援センターにおける対応	
			③ 警察における対応	
			④ 関係機関の連携による対応	
			⑤ 教育機関・医療機関における対応	
6 相談体制の充実 【現状と課題】 ・DVに関する相談に対応し迅速に問題解決につなげていくためには、性別や性的指向等を問わず被害者が相談しやすい多様な相談体制の整備が必要です。 ・孤立した被害者が支援等の情報を入手し利用できるよう、相談窓口の周知を強化する必要があります。			① 身近な地域での相談窓口の充実	
			② 女性相談センターの相談機能の強化	
		改	④ 男性や性的少数者からの相談体制の整備 ・ 県民共生センターにおいて、男性相談員による男性のための電話相談を実施するなど、DVに悩む男性からの相談に対応しやすい環境づくりに努めます。 ・ 性的少数者の被害者等が相談しやすい体制整備に向け、他県の取組状況等を調査し、検討を進めていきます。	
7 職務関係者等の能力向上への取組み強化		新	⑤ 多様な相談窓口の情報提供と周知の強化 ・ 人権擁護機関(法務局・人権擁護委員)の人権相談所や女性の人権ホットライン、日本司法支援センター(法テラス)のDV等被害者法律相談援助制度、県弁護士会のストーカー・DV無料電話相談、民間団体の相談など多様な相談窓口の情報が被害者に届くよう連携を図ります。 ・ 新型コロナウイルス感染予防のため、人との接触を減らした結果、被害者の孤立が懸念されます。被害者が支援等の情報を入手し利用できるよう、相談窓口の周知を強化します。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、DV被害の増加や深刻化が懸念されるなか、内閣府が新たに開設した「DV相談+(プラス)」は24時間電話相談が可能で、SNS相談やメール相談も可能です。多様な状況の被害者の利用が期待できることから、DV相談+の周知に努めます。また、DV相談+の利用状況の把握や他県の状況を調査し、県独自の24時間電話相談やSNS相談の実施について検討します。	
			① 相談窓口職員の研修の充実	
8 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実		② 相談員のメンタルヘルスケアの充実		
		③ 職務関係者等に対する研修		
		① 支援情報の提供		
	② 相談体制の充実			
	③ 高齢者世帯等への見守り体制の構築			
	(II-6 相談体制の充実に移動)			

Ⅲ 安全な保護体制の構築	9	女性相談センターを中心とした保護体制の整備 【現状と課題】 ・様々な事情から一時保護所への入所につながらないケースは潜在化し必要な支援等が受けられていない懸念があります。それぞれの被害者の状況に応じた保護や自立支援等が必要です。	①	女性相談センターにおける一時保護体制の充実			
			②	医学的・心理学的ケアの充実			
			③	保護命令の通知を受けた場合の安全確保			
			新 ④	多様なニーズに対応した一時保護体制の構築 ・ 民間シェルターと連携し、被害者への居場所の提供や自立を支援する先進的な取組を試行的に実施します。 ・ 試行により掘り起こされた多様な被害者のニーズについて、関係機関と情報を共有しながら、民間団体等との連携による一時保護や自立に向けた中長期支援の体制構築につなげます。 ・ 民間シェルター等を利用する被害者が適切な支援を受けられるよう、民間団体スタッフ等の育成、能力向上のための研修を行います。			
			⑤	広域連携の推進			
	10	心身の健康回復に向けた支援	①	カウンセリングや特別相談の実施			
			②	女性相談センターを中心としたメンタルヘルスケアの実施			
			③	自助グループの活動支援			
	11	子どものケア体制の充実	①	子どもの支援のための体制づくり ・ 女性相談センターに児童相談所等関係機関との連携・調整を行う児童虐待防止対応コーディネーターを配置します。(再掲)			
			②	子どもの学習支援及び安全確保			
	Ⅳ 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化	12	関係機関との連絡調整	①	手続きの一元化等		
②				被害者等に係る情報の保護			
13		生活基盤確立のための支援	①	各種法制度の情報提供等の充実			
			②	法的な手続きについての支援 ・ 日本司法支援センター(法テラス)が行うDV等被害者法律相談援助や民事法律扶助、県弁護士会のストーカー・DV無料電話相談等、被害者が司法手続きを進める上で支援となる制度について周知を行います。			
			③	ひとり親世帯の自立支援 ・ 厚生センター及び各市の母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の相談や情報提供の窓口として、悩みに対する相談や支援施策に関する情報提供、経済的自立に向けた就業支援など、幅広い相談・支援に努めます。 ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談や求人情報の提供、講習会の開催など、一貫した就業支援を実施します。			
			改 ④	被害者の子どもに対するサポートの充実 ・ 教育委員会、学校、市町村、保育所等に被害者の子どもの転出先や居住地、連絡先等に係る情報の管理の徹底について周知を図ります。 ・ スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の家庭環境等の改善を支援するほか、スクールカウンセラーを配置し、問題を抱える児童生徒の心のケアに努めます。(再掲) ・ 教員OBの学習ボランティア等が、ひとり親家庭の児童に対し、公民館等において、塾形式で学習支援を実施します。(再掲) ・ 養育費の取り決めなど法律に関する問題等について、弁護士等による特別相談の充実を図ります。			
			⑤	就業支援の充実			
			⑥	住宅の確保に向けた支援 ・ 県・市町村営住宅への、被害者の優先入居など弾力的な運用を促進します。			
			Ⅴ 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備	14	地域における取組みの強化	①	市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進
						②	市町村基本計画策定の推進
③	身近な地域での相談窓口の充実(再掲)						
改 ④	市町村におけるDV理解の啓発と相談体制強化に向けた支援 ・ 市町村の様々な相談窓口において二次的被害が生じることのないよう、DV被害者からの相談に対応する職員を対象に、基礎的、実践的な研修を実施し、市町村の相談体制の強化を図ります。 ・ 市町村DV対策担当者会議を開催し、情報共有等を行うとともに、市町村間の連携を強化します。						
⑤	県と市町村との役割分担・相互協力 ・ 市町村DV対策担当者会議等において、県と市町村の役割分担や相互協力について協議を行います。 ・ 配偶者暴力相談支援センターの設置が困難な市町村にあっても、配偶者暴力相談支援センターと同様の対応が可能となるよう、相談窓口担当職員に対する研修等の支援を行います。						
⑥							

V 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備	15	関係機関の連携協力体制の強化 【現状と課題】 ・面前DVに関する児童虐待相談件数が増加していることや、全国でDVと児童虐待が重複して起こる重篤な事案が発生していることから、それぞれの対応機関における実効性のある連携協力が必要です。		①	富山県DV対策連絡協議会の充実
				②	配偶者暴力相談支援センター等を中心とした地域におけるネットワークの整備
			新	③	配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携の推進 ・ 合同カンファレンスの実施、一時保護・措置解除の際の取り決めの策定、事案に応じた合同チームの結成等、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が連携して事案に対応できる体制を整備します。 ・ 「富山県子ども虐待防止ハンドブック」に配偶者暴力相談支援センターとの連携について明記し、児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターとの連携について児童虐待対応機関に周知を図ります。
			新	④	関連する地域ネットワークとの連携協力 ・ 女性相談センターの市町村要保護児童対策地域協議会への参画について、市町村に積極的に働きかけます。
				⑤	県と市町村との役割分担・相互協力(再掲)
				⑥	他の都道府県との連携
				⑦	その他の関係機関との連携強化
	16	民間団体との連携・協働の充実		①	民間団体との連携と協働 ・ 配偶者暴力相談支援センターは、必要に応じ、民間団体と意見交換や調整を行うなど情報を共有し、連携に努めます。 ・ 官民連携による支援充実のため、国等が発出する通知等について、民間団体に対して速やかな提供に努めます。 ・ 民間シェルターと連携し、被害者への居場所の提供や自立を支援する先進的な取組を試行的に実施します。(再掲) ・ 試行により掘り起こされた多様な被害者のニーズについて、関係機関と情報を共有しながら、民間団体等との連携による一時保護や自立に向けた中長期支援の体制構築につなげます。(再掲)
			改	②	民間団体等への支援の強化 ・ 被害者が適切な支援を受けられるよう、民間団体スタッフ等の育成、能力向上のための研修を行います。(再掲)
	17	苦情処理体制の整備			